NEWSLETTER



IPCC インベントリガイドラインにおける CCS の取扱い

資源/エネルギーニューズレター

2024年2月6日号

執筆者:

佐藤 咲耶

s.sato@nishimura.com

紺野 博靖

h.konno@nishimura.com

堀 裕彌

h.hori@nishimura.com

1. はじめに

パリ協定は、締約国に対して、温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献(NDC)」として作成、通報及び維持することを義務づけている(4 条 2 項)。また、パリ協定の下で、締約国は、(a)気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が受諾し、締約国会合において合意された方法を用いて作成する、「温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録」(以下「GHG インベントリ」という。)並びに(b)国が決定する貢献(NDC)の実施及び達成における進捗状況を追跡するために必要な情報を提供しなければならない(13 条 7 項)。この点、締約国会合の決定 $18/CMA.1^1$ は、締約国が、GHG インベントリの算定方法として、2006 年 IPCC ガイドライン 2 及び締約国会合で合意された IPCC インベントリガイドラインの後続版又は改良版を用いなければならないとしている 3 。

したがって、GHG インベントリにおいて、 CO_2 の回収及び貯留(Carbon Dioxide Capture and Storage、以下「CCS」という。)分を反映するためには、IPCC ガイドラインにおける排出量算定方法を確認することが不可欠である。また、特に CCS が越境輸送を伴う場合には、CCS による CO_2 の貯留分が、関係国の NDC においてどのように反映されるかを検討する上でも、IPCC ガイドラインの記載が示唆を与え得る。さらに、IPCC ガイドラインの排出量算定方法は、企業、施設又はプロジェクトレベルの排出量を算定する際にも参照され得ることから 4 、各国のカーボンプライシング制度やボランタリー・クレジットにおける CCS の取扱いを理解し、CCS 事業を実施する際の課題抽出や対応策の分析を行う上でも、参考になる可能性がある。

本二ューズレターでは、2006 年 IPCC ガイドラインにおける CCS の取扱いについて、 CO_2 の回収の取扱い(下記 2) 及び CO_2 の輸送及び貯留の取扱い(下記 3) を概観する。

UNFCCC, "Decision 18/CMA.1, Modalities, procedures and guidelines for the transparency framework for action and support referred to in Article 13 of the Paris Agreement", UN Doc FCCC/PA/CMA/2018/3/Add.2 (19 March 2019), available at https://unfccc.int/decisions.

Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC), "2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories", available at https://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2006gl/index.html.

³ Decision 18/CMA.1 (fn 1), Annex, paras. 17, 20, and 21. なお、日本を含む附属書 I 締約国は、気候変動枠組み条約の下でも、 2006 年 IPCC ガイドラインを GHG インベントリの算定方法として用いなければならないとされていた(Decision 24/CP.19 Annex 1, para. 9)。

See, IPCC Task Force on National Greenhouse Inventories, FAQs, Q1-4-1, available at < https://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/faq/faq.html.



2006 年 IPCC ガイドラインは、第 2 巻において、燃焼に関連する CO₂ 回収を、第 3 巻において、産業工程及び製品使用(Industrial Processes and Product Use。以下「**IPPU**」という。)における CO₂ 回収を、それぞれ取り上げている。

2.1 燃焼に関連した CO2回収の取扱い

2006 年 IPCC ガイドラインは、第 2 巻(Energy)において、燃焼に関連して CO_2 回収を実施する場合の排出量算定方法及びインベントリの QA/QC について述べる。

2.1.1 燃焼に関連して CO2 回収を実施する場合の排出量算定方法

2006 年 IPCC ガイドラインは、第 2 巻(Energy)第 2 章(Stationary Combustion)の 2.3.4(Carbon dioxide capture)において、燃焼、特に発電所に関連して CO_2 回収を実施する場合の排出量の算定方法を示している。具体的には、同ガイドラインは、 CO_2 回収が新興技術であることから、Tier 3 の算定方法(個々の施設レベルのデータを組み込んだ算定方法 5)に基づく報告が求められることを述べた上で、 CO_2 回収の取扱いとして、以下の算定式を示す。

【表1】 CO2回収に係る排出量の算定式

 $Emissions_s = Production_s - Capture_s$

Where:

S = source category or subcategory where capture takes place

Capture_s = Amount captured.

Production_s = Estimated emissions, using these guidelines assuming no capture

Emissions_s = Reported emission for the source category or sub-category

上記のとおり、 CO_2 回収を実施した場合、排出源からの排出量(Emissions_s)は、 CO_2 が回収されなかったと仮定して推計された排出量(Production_s)から、回収された CO_2 分(Capture_s)を控除した数量とされている。

また、同ガイドラインは、上記算定方法を採る根拠及び帰結について、以下のとおり説明している。

_

^{5 2006} IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories (fn 2), Vol.2, Section 2.3.3.2. IPCC ガイドラインでは、複雑さに応じて階層的(段階的)に算定方法が示されており、階層が上がるにつれて複雑さが増す(国立環境研究所「温室効果ガスインベントリオフィス:用語集」https://www.nies.go.jp/gio/glossary/index.html>参照)。

- ①上記算定方法によれば、 CO_2 回収過程に起因する工場でのエネルギー消費の増加は、(燃料統計に反映される形で)自動的に考慮される。また、控除という手法を通じて、より正確に残余排出が推計されることから、 CO_2 回収効率を独自に推計する必要がない。
- ②当該工場にバイオ燃料が供給される場合には、対応する CO_2 排出がゼロになり(当該 CO_2 排出ゼロは、 AFOLU (Agriculture, Forestry and Other Land Use) 部門における処理により、既に国家の総計において包含されている。)、長期貯留へ輸送される CO_2 の控除により、ネガティブエミッションとなり得る。この方法の帰結として、事後の、 CO_2 輸送、 CO_2 圧入及び貯留層からの排出自体は、当該 CO_2 が化石燃料と近時のバイオマス製品とのいずれかを起源とするかに拘わらず、国家の総排出量に計上されるべきである。それ故、 CO_2 輸送に関する Section 5.3、 CO_2 圧入に関する Section 5.4 及び CO_2 地下貯留に関する Section 5.5 は、地下貯留層に貯留された CO_2 の起源に言及していない。
- ③除去量(回収量)の計測は、産業実務に沿って実施されるべきであり、通常であれば約 1%以内の誤差となる。
- ④ 事後利用及び短期貯蔵のためのCO₂は、GHGインベントリの他の箇所において計上される場合を除き、 排出量から控除されるべきではない。

2.1.2 CO₂回収を実施した場合のインベントリの QA/QC

2006 年 IPCC ガイドラインは、第 2 巻(Energy)第 5 章(Carbon Dioxide Transport, Injection and Geological Storage)の 5.9(Inventory Quality Assurance/Quality Control (QA/QC))において、長期 貯留と連動していない CO_2 回収を報告すべきでないと述べた上で、 CO_2 回収を実施した場合のインベントリの QA/QC について、以下のとおり説明する。

- ① インベントリの対象とする年において、回収された CO_2 の総量が、貯留された CO_2 量に漏洩量を加算した総量を超過していないことを、確認すべきである。
- ②理想的には、「回収量+輸入量」=「圧入量+輸出量+漏洩量」である。
- ③「回収量+輸入量」<「圧入量+輸出量+漏洩量」の場合には、以下の点の確認を要する。
 - ✓ 輸出量が過大に推計されていないか
 - ✓ 輸入量が過少に推計されていないか。
 - ✓ 貯留と関係のない石油増産の操業分も圧入量に含まれていないか
- ④「回収量+輸入量」>「圧入量+輸出量+漏洩量」の場合には、以下の確認を要する。
 - ✓ 輸出量が過少に推計されていないか
 - ✓ 輸入量が過大に推計されていないか
 - ✓ 長期貯留として指定された回収量が、実際には、他の短期の排出性のある利用(例えば、製造や貯留を伴わない石油増産)に流れていないか

2.2 産業工程及び製品使用に係る CO2 回収の取扱い

2006 年 IPCC ガイドラインは、第 3 巻(Industrial Processes and Product Use)第 1 章 (Introduction) において、IPPU において CO_2 の回収を実施した場合の報告について述べた後、第 2 章乃 至第 4 章において、特定の製品の製造工程において CO_2 の回収を実施した場合の報告についてそれぞれ説明している。

2.2.1 IPPU における CO₂の回収

第1章 (Introduction) 1.2.2 (Capture and abatement) は、IPPU において CO_2 の回収を実施した場合の報告について、以下のとおり説明する。

- ① 工場において CO_2 回収技術が導入され、運用される場合には、より高次階層の算定方法 6 により、回収された CO_2 を控除することが適切である。
- ②事後利用及び短期貯蔵のためのCO2は、GHGインベントリの他の箇所において計上される場合を除き、 排出量から控除されるべきではない。
- ③ CO_2 の回収は、燃焼と産業工程との双方に関連する場合があるところ、燃焼による CO_2 の排出と産業工程における CO_2 の排出とが別々に報告される場合には、同じ CO_2 の回収分が二重計上されないようにする必要がある。この場合、回収された CO_2 の総量は、対応する燃料燃焼と IPPU の排出源とにおいて、各々発生した CO_2 の量の比率に応じて報告されることが望ましい。

2.2.2 セメント製造過程における CO2の回収

第 2 章 (Mineral Industry Emissions) 2.2 (Cement Production) の 2.2.1.1 (Choice of Method) は、セメント製造過程において CO_2 回収を実施した場合の報告について、上記 IPPU における CO_2 の回収と同趣旨の内容を述べている。

2.2.3 アンモニア製造過程における CO₂の回収

第 3 章 (Chemical Industry Emissions) 3.2 (Ammonia Production) の 3.2.2 (Methodological Issues) も、アンモニア製造過程における CO_2 回収について、上記 IPPU における CO_2 の回収と同趣旨の内容を述べている。ただし、アンモニアの製造については、燃料と原料の排出を区別せず、全ての排出が IPPU 分野の排出として計上されるところ、アンモニアの製造過程において回収された CO_2 も、IPPU 分野において扱われるべきであると説明されている。

2.2.4 石油化学製品製造過程における CO₂の回収

第3章 (Chemical Industry Emissions) 3.9 (Petrochemical and Carbon Black Production) の 3.9.1 (Introduction) は、石油化学製品製造過程における CO_2 回収について、上記 IPPU における CO_2 の回収と同趣旨の内容を述べている。その上で、石油化学のプロセスでは、他所で回収された CO_2 を原料として利用する場合 7 があり、また、石油化学のプロセスにおいて CO_2 が回収される場合もあるところ、二重計上を回避するため、原料として用いられる回収 CO_2 については、当該 CO_2 が回収された工程からの CO_2 の排出量として報告すべきではないことが指摘されている。

-

⁶ 階層が上がるにつれて算定方法の複雑さが増す(脚注8参照)。

 $^{^7}$ 例として、メタノール工場において、他の産業工程において回収された副産物である CO_2 をメタノールの原料として用いる場合が挙げられている。

2.2.5 金属製造過程における CO2の回収

第3章 (Chemical Industry Emissions) 4 (Metal Industry Emissions) の4.1 (Introduction) は、金 属製造過程における CO2 回収について、上記 IPPU における CO2 の回収と同趣旨の内容を述べている。ま た、冶金工程に関する工程上の反応剤としての機能を果たす炭素に由来する CO2 の排出と、化学反応を促進 するための熱源としての機能を果たす炭素に由来する CO2 排出とは、多くの場合に密接に関連していること から、エネルギー部門に関する第2巻と金属製造部門に関する第3巻第4章の適用にあたっては、CO₂排出 量又は排出量の控除が二重計上されないように注意を払うべきであることが指摘されている。

3. 2006 年 IPCC ガイドラインにおける CO2 の輸送及び貯留に係る排出量の取扱い

3.1 CO₂の輸送及び貯留に係る排出量の計上

2006 年 IPCC ガイドラインは、第 1 巻 (General Guidance and Reporting) 第 8 章 (Reporting) Guidance and Tables) において、温室効果ガスインベントリを報告するためのガイダンスとして、報告対 象となる人為的な温室効果ガスの排出及び除去を、①エネルギー、②工業プロセス及び製品利用(IPPU)、 ③農林業及びその他の土地利用(AFOLU)、④廃棄物並びに⑤その他の 5 つのセクターに区分けした上で、 各セクターについて、さらに分類・小分類を設け、その定義及び関連する温室効果ガスを示している®。

以下のとおり、①エネルギーに分類されている「CO2の輸送及び貯留」(1C)は、「CO2の輸送」 (1C1) と $\lceil CO_2$ の貯留 \rfloor (1C2) に分かれており、さらに、 $\lceil CO_2$ の輸送 \rfloor (1C1) は、 $\lceil \mathcal{N}/\mathcal{N}/\mathcal{N} \rceil$ ン」「船舶」及び「その他」に、「CO2の貯留」は、「圧入」「貯留」及び「その他」に、それぞれ分けら れている ⁹。

【表 2】 2006 年 IPCC ガイドラインにおける排出と除去の分類・定義(CCS 関連部分抜粋)¹⁰

Category Code and Name	Definition	Gases
1 En[e]rgy	This category includes all GHG emissions arising from combustion and	CO ₂ ,
	fugitive releases of fuels. Emissions from the non-energy uses of fuels	CH ₄ ,
	are generally not included here, but reported under Industrial	N ₂ O,
	Processes and Product Use Sector.	NO _x ,
		CO,
		NMVOC,
		SO ₂
	[中略]	

²⁰⁰⁶ IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories (fn 2), Vol.1, sections 8.2.4 and 8.5.

²⁰⁰⁶ IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories (fn 2), Vol.1, Table 8.2.

なお、2006 年 IPCC ガイドラインの表には、1996 年 IPCC ガイドラインにおける分類も記載されているが、「CO $_2$ の輸送及び貯留」 (1C) については、空欄となっているため、本表では省略している。

Category	Code and Name	Definition	Gases
1 C	Carbon Dioxide Transport and Storage	Carbon dioxide (CO_2) capture and storage (CCS) involves the capture of CO_2 from anthropogenic sources, its transport to a storage location and its long-term isolation from the atmosphere. Emissions associated with CO_2 transport, injection and storage are covered under category 1C. Emissions (and reductions) associated with CO_2 capture should be reported under the IPCC Sector in which capture takes place (e.g. Fuel Combustion or Industrial Activities).	CO ₂
1 C 1	Transport of CO ₂	This comprises fugitive emissions from the systems used to transport captured CO_2 from the source to the injection site. These emissions may comprise losses due to fugitive equipment leaks, venting and releases due to pipeline ruptures or other accidental releases (e.g., temporary storage).	CO ₂
1 C 1 a	Pipelines	Fugitive emissions from the pipeline system used to transport CO_2 to the injection site.	CO ₂
1 C 1 b	Ships	Fugitive emissions from the ships used to transport CO_2 to the injection site.	CO ₂
1 C 1 c	Other (please specify)	Fugitive emissions from other systems used to transport ${\rm CO_2}$ to the injection site and temporary storage	CO ₂
1 C 2	Injection and Storage	Fugitive emissions from activities and equipment at the injection site and those from the end containment once the CO_2 is placed in storage.	CO ₂
1 C 2 a	Injection	Fugitive emissions from activities and equipment at the injection site.	CO ₂
1 C 2 b	Storage	Fugitive emissions from the end equipment once the CO_2 is placed in storage.	CO ₂
1 C 3	Other	Any other emissions from CCS not reported elsewhere.	CO ₂

上記 2006 年 IPCC ガイドラインの記載に基づけば、日本企業が実施する CO_2 の輸送・貯留についても、同分類に従い、各プロセスにおいて排出又は漏洩した CO_2 を GHG インベントリにおいて計上することが求められると考えられる。例えば、次のような事例を念頭に置くと、各プロセスにおける排出又は漏洩した CO_2 は、以下の【表 3】のとおり整理されると考えられる。

事例:日本国内のX地域で回収されたCO₂を導管で積地まで輸送し、積地の液化設備で液化して一時貯蔵タンクに貯蔵した上で、運搬船に積み込み、当該運搬船で貯留場所のY地域近くの揚地まで船舶輸送した後、揚地で荷揚し、当該揚地の一時貯蔵タンクに貯蔵した上で気化設備で気化し、日本国内のY地域の貯留場所まで導管で輸送し、当該貯留場所で圧入井により貯留層に圧入して貯留する事例

【表 3】 想定される CO2の輸送・貯留に係る排出量の分類

CO₂の輸送・貯留過程	2006 年 IPCC ガイドライ ンにおける排出量の分類
X 地域から積地への CO2 の導管輸送	1 C 1 a

CO ₂ の輸送・貯留過程	2006 年 IPCC ガイドライ ンにおける排出量の分類
積地での CO_2 の液化、一時貯蔵タンクでの液化 CO_2 の貯蔵、運搬船への液化 CO_2 の積み込み	1 C 1 c/1 C 3 ¹¹
積地から揚地への運搬船での液化 CO2 の船舶輸送	1 C 1 b
揚地での液化 CO_2 の荷揚げ、一時貯蔵タンクでの液化 CO_2 の貯蔵、液化 CO_2 の気化	1 C 1 c/1 C 3
揚地から貯留場所Y地域へのCO2の導管輸送	1 C 1 a
Y地域の貯留場所での貯留層へのCO2の圧入	1 C 2 a
Y地域の貯留場所の貯留層での CO2の貯留	1 C 2 b

3.2 CO₂の越境輸送及び漏洩並びに複数国にまたがる貯留の取扱い

2006 年 IPCC ガイドラインは、第 2 巻(Energy)第 5 章(Carbon Dioxide Transport, Injection and Geological Storage)の 5.10(Reporting and Documentation)において、①回収した CO_2 を越境輸送する場合、②貯留した CO_2 が越境漏洩した場合、及び③複数国が共通の貯留場所を利用する場合の報告について、以下のとおり述べている。

① A 国で回収された CO₂が、貯留のために B 国に輸出された場合:

- 輸出国 A 国は、回収 CO₂量、A 国内で実施された輸送及び一時貯蔵からの排出量、並びに B 国に輸出された CO₂量を報告すべきである。
- 輸入国 B 国は、輸入された CO₂量、B 国内で実施された輸送及び一時貯蔵からの排出量、並びに圧入及び地下貯蔵場所からの排出量を報告すべきである。

②圧入国 A 国で圧入された CO₂が貯留場所を移動して他国 B 国で漏洩した場合:

- 圧入国 A 国が地下貯留場所からの排出量を報告する責任を負う。
- 貯留場所の特性評価及びモデリングに基づき、かかる漏洩が予期される場合には、圧入国 A 国は、 長期貯留及びモニタリング並びに/又は排出量の推計に関する適切な基準が適用されるように、B 国と取決めを結ぶべきである。

③ 複数の国が共通の貯留場所を利用する場合:

- 地下貯留が行われる場所の国が、(地下貯留が行われる国の国外で排出が発生した場合であって も、)当該貯留場所からの排出を報告する責任を負う。
- 貯留場所が複数の国に跨がる場合、関連国は、それぞれが各総排出量における合意された割合を報告するための取決めを結ぶべきである。

-

第 2 巻 (Energy) 第 5 章 (Carbon Dioxide Transport Injection and Geological Storage) は、5.4.3 (Intermediate storage facilities on CO₂ transport routes) において、「If there is a temporal mismatch between supply and transport or storage capacity, a CO₂ buffer (above ground or underground) might be needed to temporarily store the CO₂. If the buffer is a tank, fugitive emissions should be measured and treated as part of the transport system and reported under category 1C1c (other). If the intermediate storage facility (or buffer) is a geological storage reservoir, fugitive emissions from it can be treated in the same way as for any other geological storage reservoir (see Section 5.6 of this Chapter) and reported under category 1C3.」として、一時貯蔵がタンクの場合の漏洩を1C1cに、一時貯蔵が地質構造の場合の漏洩を1C3に、それぞれ分類すると説明している。なお、5.2 (Overview) 及びそこに挿入されている Figure 5.1 は、船舶輸送を目的とする CO₂ の液化に係る排出量を、回収及び濃縮システム(輸送のための回収、圧縮及び必要に応じた調整を含む。)に分類しているところ、同章は、回収及び濃縮に係るガイダンスを含まないとも述べている。

4. おわりに

本二ューズレターでは、2006 年 IPCC ガイドラインにおける CCS の取扱いに係る主要点を概観した。冒頭で述べたとおり、2006 年 IPCC ガイドラインは、パリ協定の締約国が GHG インベントリを作成する際に依拠することが求められるものであるものの、CCS 事業に携わる関係者についても、特に越境輸送を伴う CCS 事業を計画する際には、同ガイドラインにおける CCS の取扱いが参考になるものと考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニューズレター購読をご希望の方は N&Aニューズレター 配信申込・変更フォーム よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com